

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年12月8日(2005.12.8)

【公表番号】特表2001-526732(P2001-526732A)

【公表日】平成13年12月18日(2001.12.18)

【出願番号】特願平11-500248

【国際特許分類第7版】

C 0 8 L 101/00

C 0 8 J 3/12

C 0 8 K 5/00

C 0 8 K 5/14

【F I】

C 0 8 L 101/00

C 0 8 J 3/12 Z

C 0 8 K 5/00

C 0 8 K 5/14

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月19日(2005.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成17年5月19日

特許庁長官 小川 洋 殿

1. 事件の表示

平成11年特許願第500248号

~~PCT/EP98/03170~~

2. 補正をする者

事件との関係 特許出願人

住所 オランダ国, 6824 ビーエム アンヘム,
フェルペルウェヒ 76

名称 アクゾ ノーベル ナムローゼ フェンノートシャップ

事件との関係 特許出願人

住所 東京都千代田区麹町2-14-2

麹町エヌケービルディング

名称 化粧アクゾ株式会社

3. 代理人

〒105-0003

住所 東京都港区西新橋2-19-2. 西新橋YSビル3階

電話 03 (5401) 2521

氏名 (8554) 弁理士 松井 光夫



4. 補正により増加する請求項の数 なし

5. 補正対象書類名 特許法第184条の5第1項の規定による書面

6. 補正対象項目名 (1) 特許請求の範囲

(2) 明細書

7. 補正の内容

(1) 「特許請求の範囲」を別紙の通り補正する。

(2) 明細書第3頁第11行目の「フィルター」を「フィラー」と補正す

る。



(3) 明細書第12頁第12行目の「芳香族（例えば、ナフテン系）油」
を「芳香族油、ナフテン系油」と補正する。

請求の範囲

1.

a) 全組成物の重量に基いて20～80重量%の、少なくとも一つの有機ペーオキシド、及び

b) 液状E P (D) Mを包含する低分子量ポリマー、アルキルベンゼン、可塑剤、及びワックスから選ばれる一つ又はそれ以上の軟化剤の有効量(ここで、該軟化剤は、60°Cにおいて10,000ポイズ又はそれより低いブルックフィールド粘度を有する)

を含み、更に、

c) ヒドロキノン誘導体と助剤との組み合わせを除く添加剤を含んでもよいところの

架橋性組成物(但し、該組成物は、トランス-ポリオクテナマーゴムを本質的に含まない)。

2. 軟化剤が、全組成物の重量に基いて2～70重量%の量で存在するところの請求項1記載の架橋性組成物。

3. 軟化剤が、液状E P M又は液状E P D Mであるところの請求項1又は2記載の架橋性組成物。

4. 少なくとも一つのフィラーを更に含む軟らかい顆粒物であり、かつ、ここで、軟化剤が、20°Cにおける5mPa.sの粘度と100°Cにおける60,000mPa.sの粘度との間の粘度を有するところの請求項1又は2記載の架橋性組成物。

5. 軟化剤が、100°Cにおいて50,000mPa.sの最大粘度を持ち、かつ100°Cにおいて3mPa.sの最小粘度を持つ低分子量ポリマーであるところの請求項4記載の軟らかい顆粒物。

6. 軟化剤が、20°Cにおいて5mPa.sの最小粘度を持ち、かつ20°Cにおいて2,500mPa.sの最大粘度を持つアルキルベンゼンであるところの請求項5記載の顆粒物。

7. 一つ若しくはそれ以上の固体パーオキシドが使用されるなら、パーオキシドが 20～80 重量% を示し、又は一つ若しくはそれ以上の液体パーオキシドが使用されるなら、パーオキシドが 20～70 重量% を示し、フィラーが 20～80 重量% を示し、かつ軟化剤が 2～40 重量% を示すところの請求項 4～6 のいずれか一つに記載の顆粒物（ここで、全ての重量% は組成物全体の重量% に基くものである）。

8. 30～60 重量% の一つ又はそれ以上のパーオキシド、25～60 重量% の一つ又はそれ以上のフィラー、及び 2.5～3.5 重量% の一つ又はそれ以上の軟化剤を含むところの請求項 7 記載の顆粒物（ここで、全ての重量% は組成物全体の重量% として表現されている）。

9. フィラーがシリカ及び白亜を含み、ここで、最終組成物のシリカ含有量が 10～50 重量% であり、かつ最終組成物の白亜含有量が 50 重量% より少ないところの請求項 8 記載の顆粒物（ここで、全ての重量% は組成物全体の重量% として表現されている）。

10. 無機質フィラー及び軟化剤を混合して混合物 A を形成すること、適切なら、更なる成分とブレンドすることにより混合物 A を完成すること、液状、固体状又は溶融された架橋性パーオキシドを混合物 A に加えること、パーオキシドの 10 時間半減期温度より少なくとも 40 ℃ 下であるところの温度において、少なくとも 10 分間該成分を混合すること、及び得られた粉末を、慣用の造粒装置を使用して顆粒物に成形することの段階を含む請求項 4～9 のいずれか一つに記載の顆粒化された組成物を作る方法。

11. 請求項 1～10 のいずれか一つに記載の組成物を、エラストマー、熱可塑性樹脂又はそれらの組合せと混合する方法。

12. 該エラストマー、熱可塑性樹脂又はそれらの組合せを架橋する段階を更に含むところの、請求項 11 記載の方法。